

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年2月26日認可した。

令和2年3月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東中村3号地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）丸井北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）茨谷池地区